

長岡市告示第238号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項及び長岡市財務規則（平成3年長岡市規則第15号）第62条第2項の規定により、告示します。

令和7年4月1日

長岡市長 磯田達伸

1 委託事務の内容及び委託先

委託事務の内容	委託先
長岡市立高等総合支援学校作業製品等販売及び売払代金徴収事務	長岡市表町2丁目2番地21 社会福祉法人 長岡市社会福祉協議会 会長 野口 正博

2 委託を必要とする理由

上記委託先と委託契約を結ぶことによって、長岡市立高等総合支援学校作業製品等売払代金を合理的に徴収することができるため

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで